

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ フロッピーディスクでの支払調書提出の通達

Q : フロッピーディスクでの支払調書の提出に関しての通達が公表されたそうですが、内容を教えてください。

A : 磁気ディスクにより提出できる支払調書の種類や、支払調書等の提出基準件数が定められています。

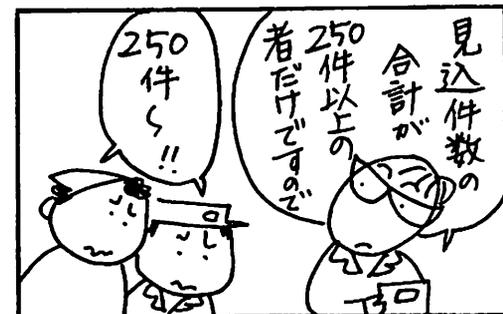
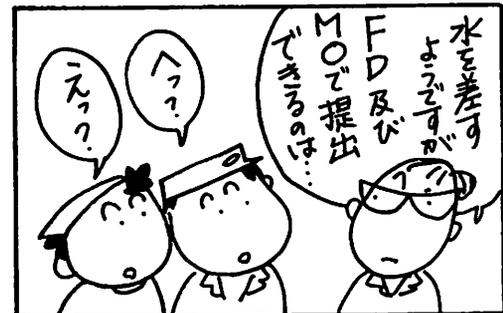
【解説】

平成12年度の改正では、支払調書等の提出義務者や税務執行当局の事務負担軽減等を図る観点から、支払調書等について磁気ディスクでの提出が認められることになりました。

今回公表された通達では、まず、磁気ディスクにより提出できる支払調書等として、①給与所得の源泉徴収票、②報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、③不動産の使用料等の支払調書、④利子等の支払調書、⑤生命保険契約等の一時金の支払調書、⑥生命保険契約等の年金の支払調書、⑦株式等の譲渡の対価の支払調書、⑧国外送金等調書、とされています。

また、磁気ディスクの種類は、フロッピーディスク（FD）及び光磁気ディスク（MO）とされ、その具体的な規格等も定められています。その他、ファイルの仕様やレコードの内容及び記録要領、各項目の記録に当たっての留意事項や磁気ディスク提出に当たっての留意事項も示されています。

なお、磁気ディスクで提出することができる者は、磁気ディスクでの支払調書等の提出見込件数の合計が、250件以上の者とされています。



KIMIYO・I